

1. 目指すべき都市の骨格構造 (案)

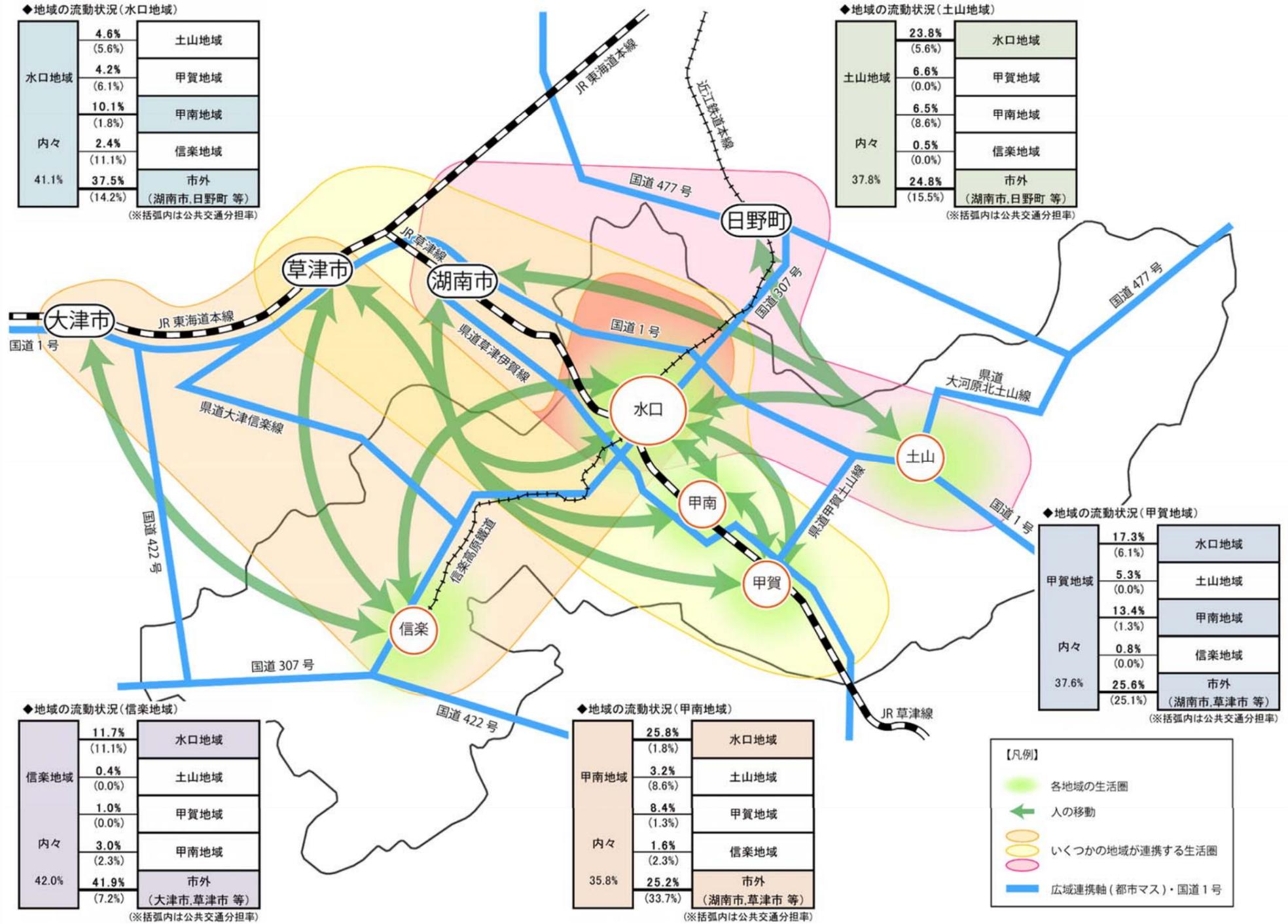
上位計画における位置づけ及び考え方・生活圏の状況

<上位計画>

- ・ 上位計画において、各地域の都市核に多様な都市機能を集約するとしている。
- ・ 上位計画において、都市核と周辺地域を公共交通等で連携させるとしている。
- ・ 第2次甲賀市総合計画において、集落生活圏を大切に、「あるもの」を活かしながら相互の生活圏を交通ネットワークで結ぶことにより、相互補完を行える仕組み作りが必要としている。

<都市の現況>

- ・ 今後も人口減少・少子高齢化が進行すると予想される。
 - ・ 甲賀市在住者は概ね定住傾向。転入人口は少ない。
⇒サービス圏の人口減少や人口密度の低下により、既存の都市機能のサービス水準の低下や、都市機能の成立が困難になることが懸念される。
 - ・ 本市においては、市内外の各生活圏に立地する既存の都市機能を活かして、相互補完により必要な都市機能が充足するよう、重層的な生活圏を形成している。
 - ・ 鉄道・バス等の公共交通が運行しており、特にバスやデマンド交通等の路線は郊外の集落を含めて、市全域をネットワークするように張り巡らされている。
 - ・ 自動車依存の傾向があり、特に市内移動における公共交通の利用率が低い。
⇒公共交通のサービス提供エリアが広域のまま人口減少や人口密度の低下が生じた場合、サービス水準が低下することが懸念される。
⇒市内外におよぶ広域な生活圏の維持は現状、自家用車による移動により支えられている。今後、高齢化により自力での移動が困難になった場合は日常生活に不便が生じることが懸念される。
- 既存の都市機能のサービス水準低下の抑制が必要。
● 広域の生活圏を維持するため、幹線となる公共交通の強化が必要。



目指すべき都市の骨格構造（案）

『あるもの』を活かした市内外の地域との
相互連携による生活圏の維持

- 人口減少が進行するなかにも、既存の都市機能が維持されるように、各地域の拠点及びその周辺に居住を誘導することで、サービス圏の人口維持を図る。
- 高齢化が進行するなかにも、これまで形成されてきた重層的な生活圏が維持されるように、本市の幹線的な公共交通の沿線に居住を誘導することで公共交通軸を強化し、公共交通の利用者増加及びサービス水準の維持・向上を図る。

① 都市拠点

本市の中核を担う拠点。市役所等の業務機能や大型商業施設等の全市的な都市機能の立地を誘導により、市全体の利便性向上を図る。

② 交通拠点

本市の交通結節点の役割を担う拠点。買い物や飲食等の商業機能を中心に都市機能を誘導することで、乗換え機能や待合機能の向上を図る。また、これまで営んできた日常生活に不便が生じないよう、地域拠点として都市機能の維持を図る。

③ 地域拠点

住民の日常生活を支える拠点。これまで営んできた日常生活に不便が生じないよう、既存の商店や診療所等の都市機能の維持を図る。

④ 生活ゾーン

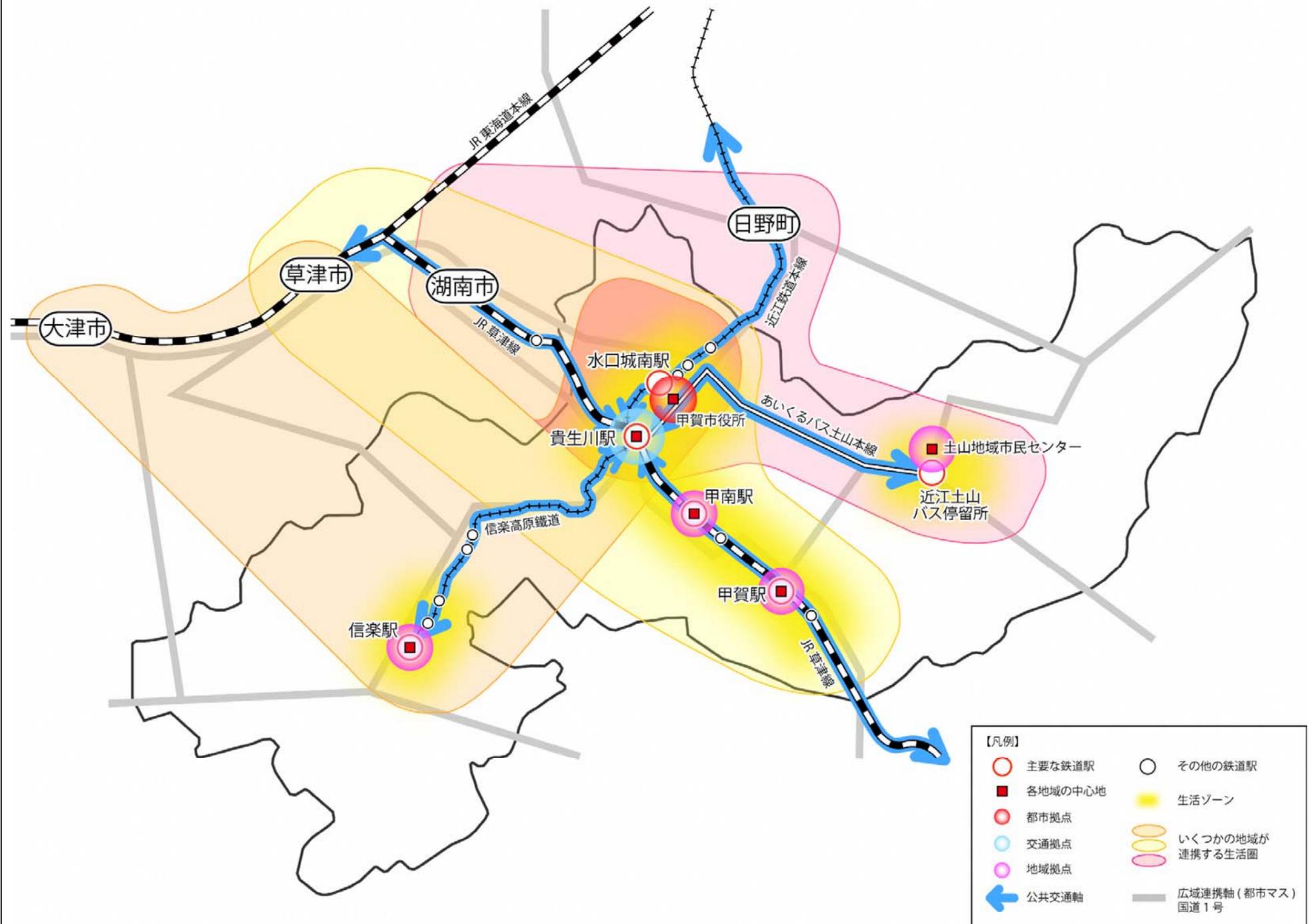
人口減少にあっても都市機能・公共交通サービスの水準を維持するために、拠点及び本市の幹線的な公共交通の周辺に居住を誘導し、サービス圏人口の維持を図る。

⑤ 公共交通軸

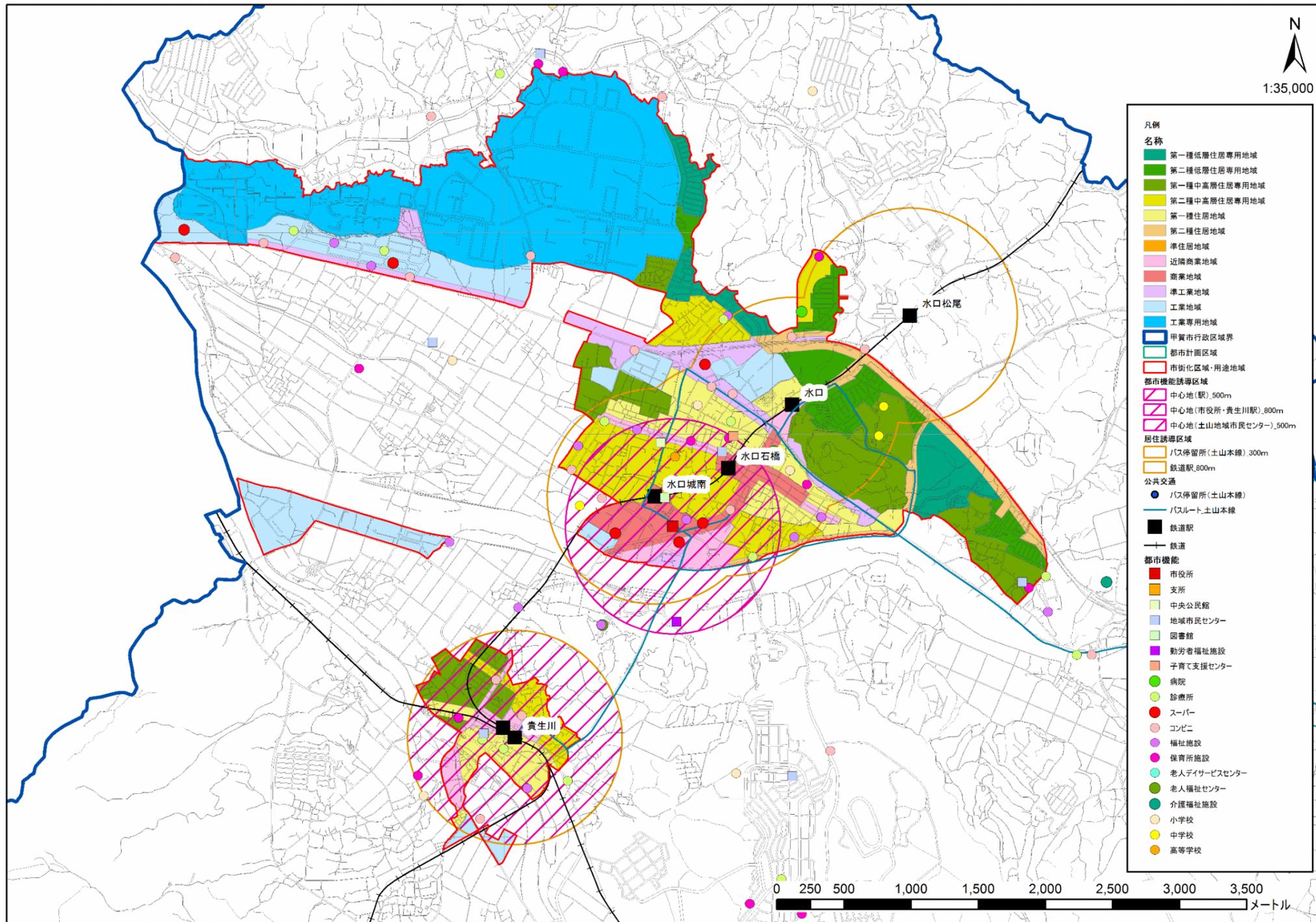
自家用車での移動が困難になった場合でも、生活圏の移動に不便が生じないように、【JR草津線、近江鉄道本線、信楽高原鐵道、あいくるバス土山本線】を本市の幹線的な公共交通として、サービス水準の維持・向上を図る。

⑥ 生活圏

これまで形成してきた、市内外の地域との相互連携による生活圏の維持を図る。



2. 誘導区域（案）及び都市機能誘導施設（候補）



【都市機能誘導区域（都市拠点）】
都市拠点の中心地である市役所を中心として、半径800mの区域を都市機能誘導区域とする。

【居住誘導区域（都市拠点周辺）】
本市の幹線的公共交通の一つである近江鉄道の駅を中心として、半径800mを居住誘導区域とする。

【都市機能誘導区域（交通拠点・地域拠点）】
交通拠点・地域拠点の中心地である貴生川駅を中心として、半径800mを都市機能誘導区域とする。

【居住誘導区域（交通拠点・地域拠点周辺）】
本市の幹線的公共交通の結節点である貴生川駅を中心として、半径800mを居住誘導区域とする。

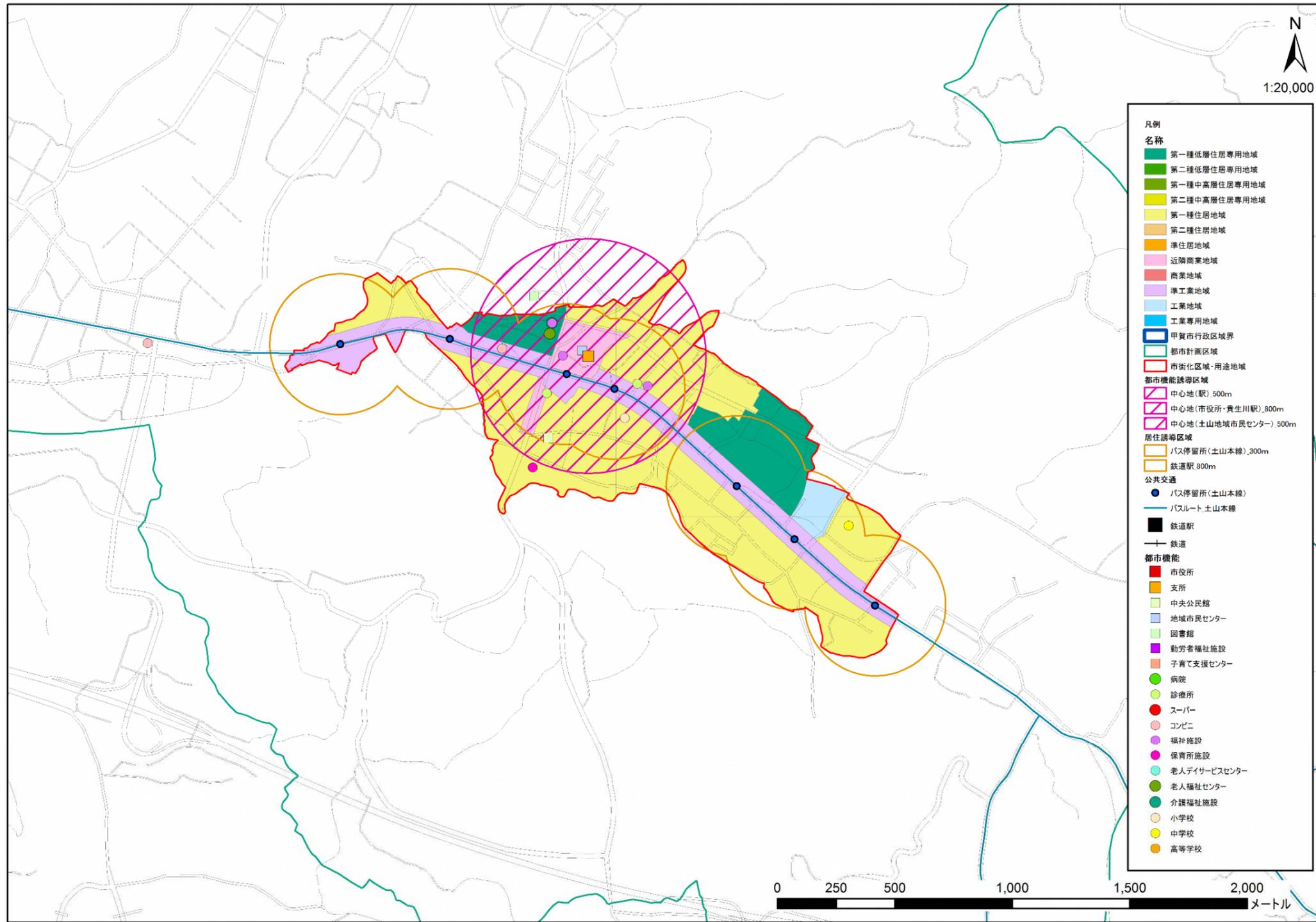
		都市機能誘導施設（候補）	
		水口地域	貴生川駅周辺
行政	・市役所 ・公民館	・市役所 ・公民館	・公民館
介護福祉	・地域包括支援センター ・通所型、訪問型	・地域包括支援センター ・通所型、訪問型	・通所型、訪問型
子育て	・子育て支援センター ・保育所、幼稚園 ・放課後児童クラブ	・子育て支援センター ・保育所、幼稚園 ・放課後児童クラブ	・保育所、幼稚園 ・放課後児童クラブ
商業	・大型商業施設 ・食料品スーパー ・コンビニ	・大型商業施設 ・食料品スーパー ・コンビニ	・食料品スーパー ・コンビニ ・複合商業施設 ・飲食店
医療	・病院 ・一般診療所	・病院 ・一般診療所	・一般診療所
教育文化	・市民ホール ・図書館 ・博物館、美術館	・市民ホール ・図書館 ・博物館、美術館	・図書館
金融	・郵便局 ・銀行、信金等	・郵便局 ・銀行、信金等	・郵便局 ・銀行、信金等
その他	—	—	・宿泊施設

※誘導区域(案)設定の検討に際して、徒歩圏の根拠については『都市構造の評価に関するハンドブック (H26.8 国土交通省)』に従って、以下の数字を用いることとする。

半径800m：一般的な徒歩圏（本計画においては、半径800mを徒歩圏の最大距離として用いり、市全体を対象とする都市機能や鉄道の利用圏としてこの数値を用いる。）

半径500m：高齢者の一般的な徒歩圏（本計画においては、半径500mを高齢者にも負担のない移動距離として、日常生活サービスの利用圏にこの数値を用いる。）

半径300m：バス停の誘致距離（本計画においては、バス停の誘致距離として路線バスの利用圏にこの数値を用いる。）

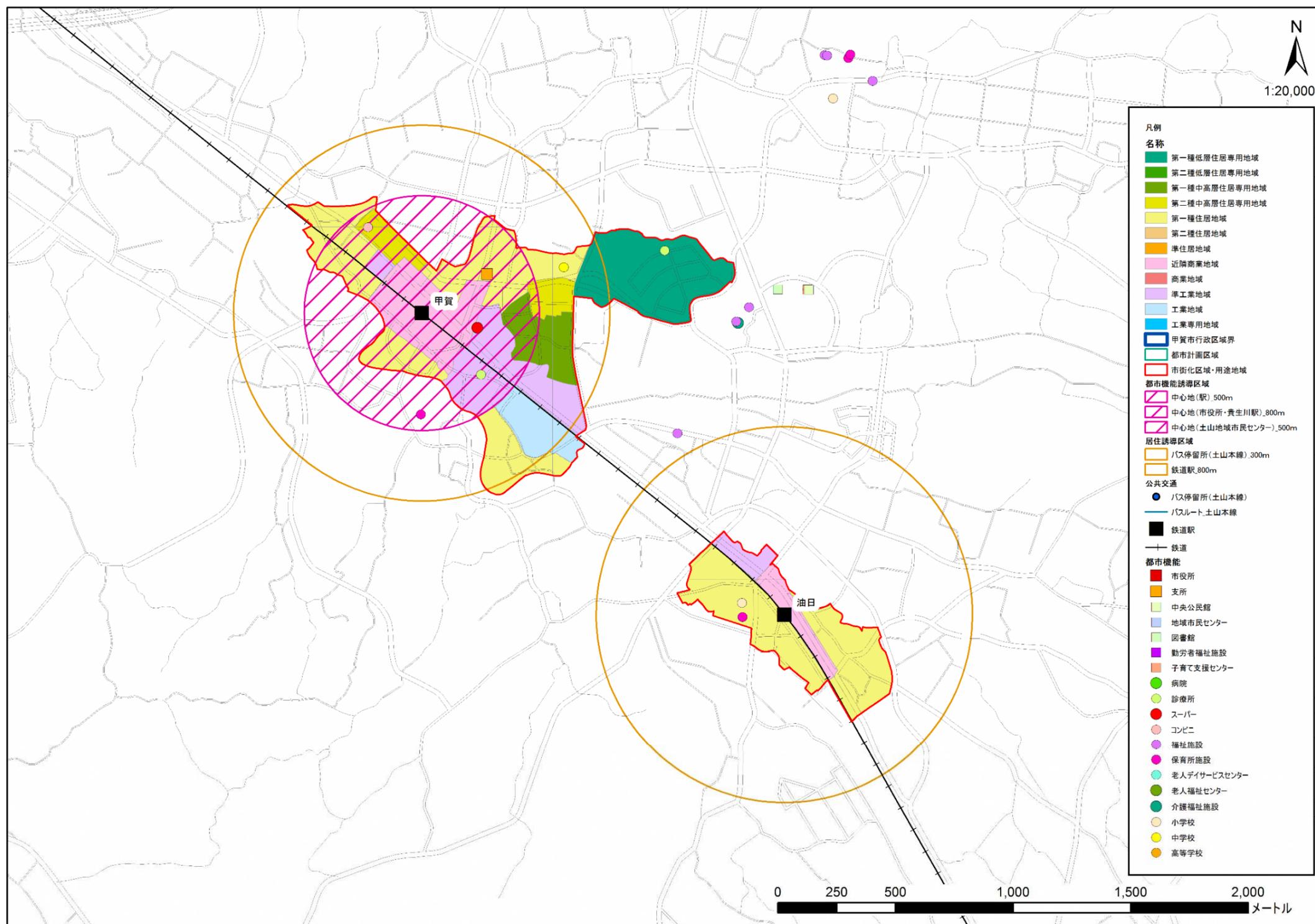


誘導区域(案)の考え方

【都市機能誘導区域(地域拠点)】
 地域拠点の中心地である土山地域市民センターを中心として、半径 500mを都市機能誘導区域とする。

【居住誘導区域(地域拠点周辺)】
 本市の幹線の公共交通であるあいくるバス(土山本線)のバス停留所を中心として、半径 300mを居住誘導区域とする。なお、バス停を中心とした徒歩圏が途中で連担していないが、同じ日常生活圏を共有する区域として、バス停留所の徒歩圏に該当する区域全てに居住誘導区域を設定する。

都市機能誘導施設(候補)	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 支所(地域市民センター) 公民館
介護福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 通所型、訪問型
子育て	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター 保育所、幼稚園 放課後児童クラブ
商業	<ul style="list-style-type: none"> 食料品スーパー 個人商店、コンビニ
医療	<ul style="list-style-type: none"> 一般診療所
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> 図書館
金融	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 銀行、信金等



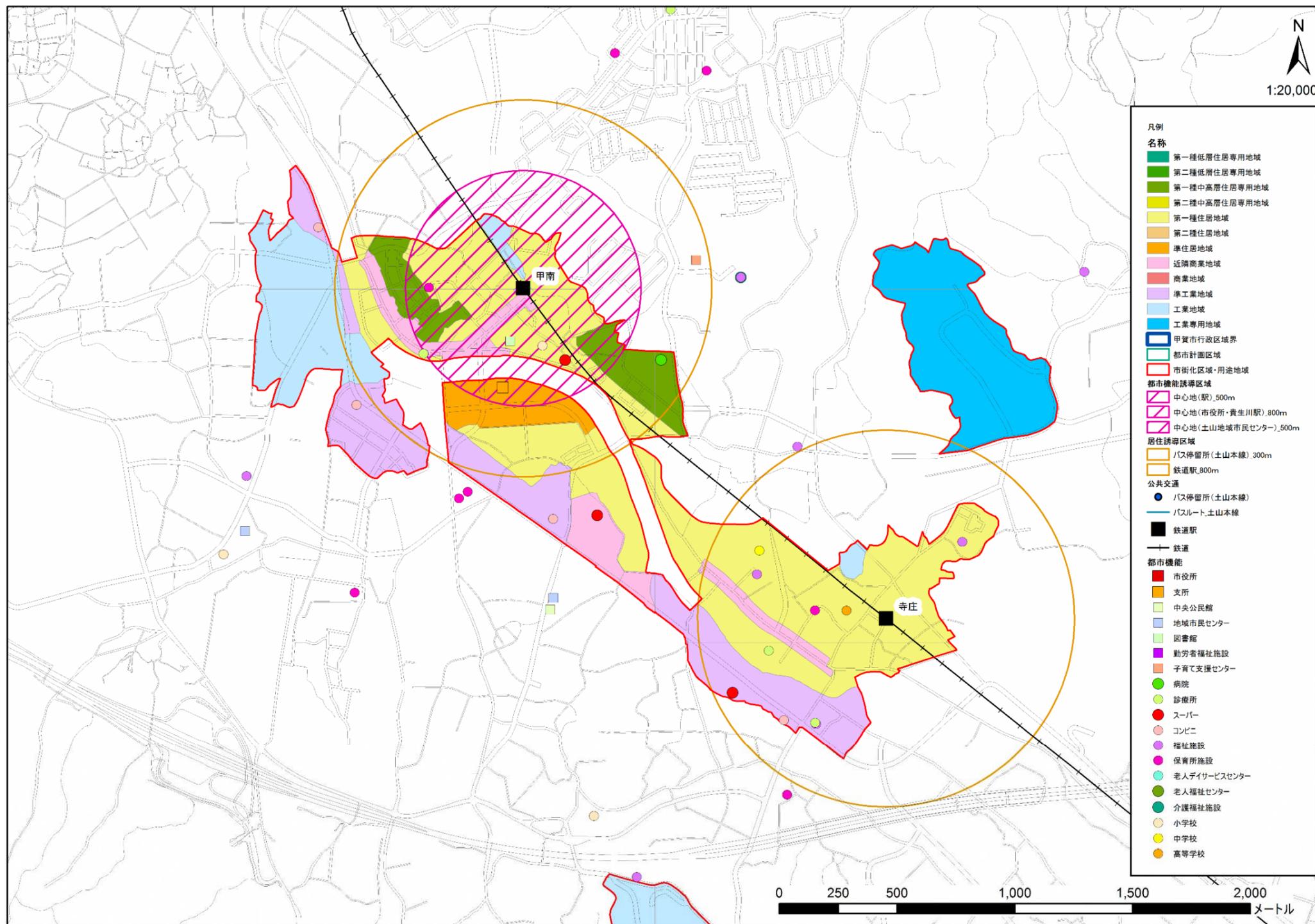
- 凡例
- 名称
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 甲賀市行政区域界
 - 都市計画区域
 - 市街化区域・用途地域
 - 都市機能誘導区域
 - 中心地(駅) 500m
 - 中心地(市役所・貴生川駅) 800m
 - 中心地(土山地域市民センター) 500m
 - 居住誘導区域
 - バス停留所(土山本線) 300m
 - 鉄道駅 800m
 - 公共交通
 - バス停留所(土山本線)
 - バスルート 土山本線
 - 鉄道駅
 - 鉄道
 - 都市機能
 - 市役所
 - 支所
 - 中央公民館
 - 地域市民センター
 - 図書館
 - 勤労者福祉施設
 - 子育て支援センター
 - 病院
 - 診療所
 - スーパー
 - コンビニ
 - 福祉施設
 - 保育所施設
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人福祉センター
 - 介護福祉施設
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校

誘導区域(案)の考え方

【都市機能誘導区域(地域拠点)】
 地域拠点の中心地であるJR甲賀駅を中心として、半径500mを都市機能誘導区域とする。

【居住誘導区域(地域拠点周辺)】
 本市の幹線的公共交通の一つであるJR草津線の駅を中心として、半径800mを居住誘導区域とする。なお、甲賀駅を中心とした半径800mと油日駅を中心とした半径800mが連坦していないが、同じ日常生活圏を共有する区域として、双方に居住誘導区域を設定する。

都市機能誘導施設(候補)	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・支所(地域市民センター) ・公民館
介護福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・通所型、訪問型
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・保育所、幼稚園 ・放課後児童クラブ
商業	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品スーパー ・個人商店、コンビニ
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・一般診療所
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館
金融	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局 ・銀行、信金等



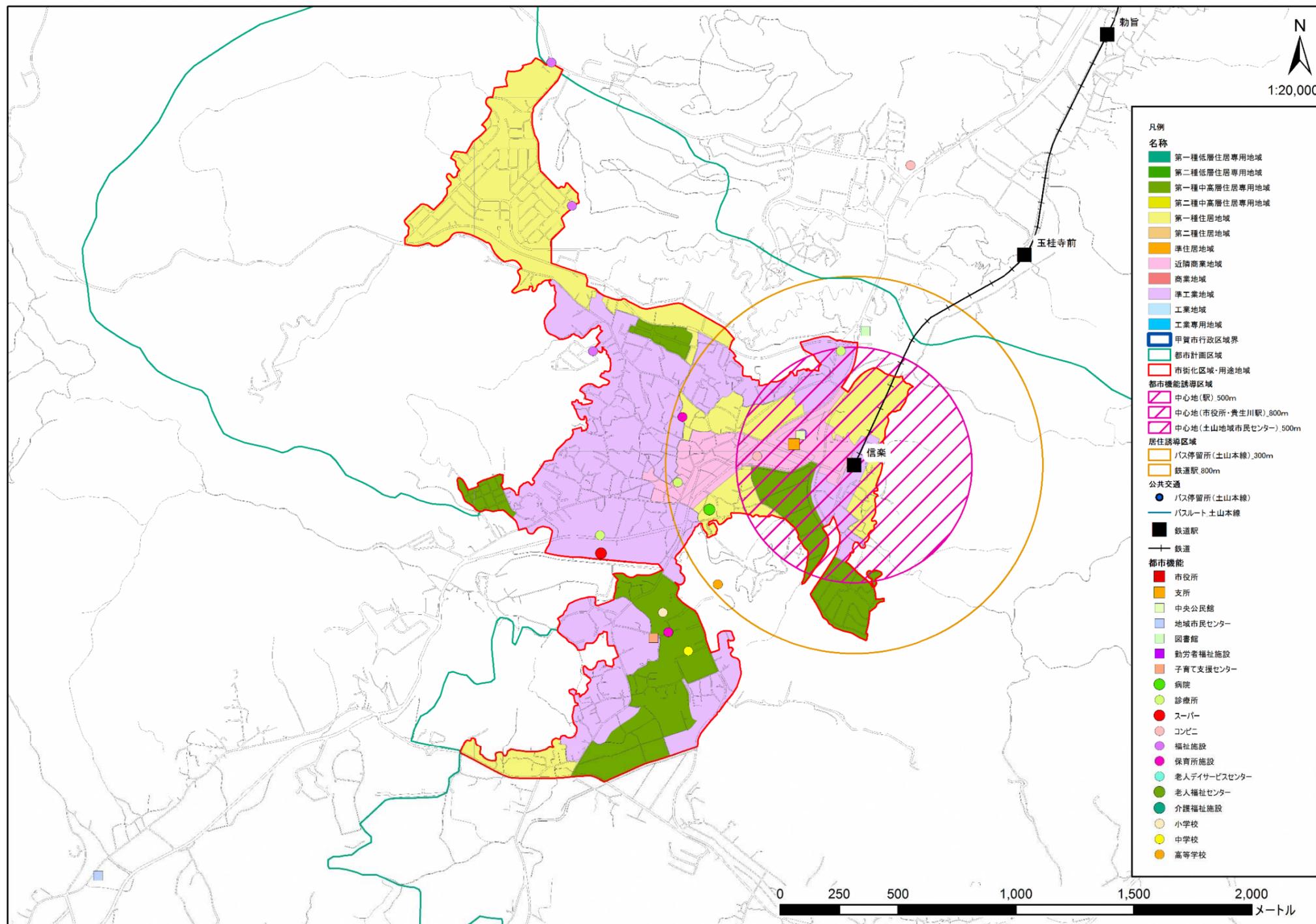
1:20,000

誘導区域(案)の考え方

【都市機能誘導区域（地域拠点）】
 地域拠点の中心地である JR 甲南駅を中心として、半径 500m を都市機能誘導区域とする。

【居住誘導区域（地域拠点周辺）】
 本市の幹線的公共交通の一つである JR 草津線の駅を中心として、半径 800m を居住誘導区域とする。なお、甲南駅を中心とした半径 800m と寺庄駅を中心とした半径 800m が連坦していないが、同じ日常生活圏を共有する区域として、双方に居住誘導区域を設定する。

都市機能誘導施設（候補）	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 支所（地域市民センター） 公民館
介護福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 通所型、訪問型
子育て	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター 保育所、幼稚園 放課後児童クラブ
商業	<ul style="list-style-type: none"> 食料品スーパー 個人商店、コンビニ
医療	<ul style="list-style-type: none"> 一般診療所
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> 図書館
金融	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 銀行、信金等



誘導区域(案)の考え方

【都市機能誘導区域(地域拠点)】
 地域拠点の中心地である信楽高原鉄道信楽駅を中心として、半径 500mを都市機能誘導区域とする。

【居住誘導区域(地域拠点周辺)】
 本市の幹線的公共交通の一つである信楽高原鉄道の駅を中心として、半径 800mを居住誘導区域とする。

都市機能誘導施設(候補)

行政	<ul style="list-style-type: none"> 支所(地域市民センター) 公民館
介護福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 通所型、訪問型
子育て	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター 保育所、幼稚園 放課後児童クラブ
商業	<ul style="list-style-type: none"> 食料品スーパー 個人商店、コンビニ
医療	<ul style="list-style-type: none"> 一般診療所
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> 図書館
金融	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局 銀行、信金等